

フリ太郎とまなぶ

フリーランス



フリ太郎

ぼくは、かけだしの映画監督フリ太郎。
フリーランス・事業者間取引適正化等法の勉強をしているよ。キッジーとは友達で、一緒に映画を撮ったこともあるんだ！

わたしはキッジー。空を飛べる技術を生かしてカメラマンをしているよ。フリ太郎くんとは友達で一緒に映画を撮ったこともあるんだ！



キッジー

第3話

募集情報は
はっきり・的確に！



「おはようキッジー！！」

「おはよう！フリ太郎くん
今日は一段と元気だね」



「11月スタート予定の好条件の募集案件を
見つけたんだ。新しい映画のアイデアも湧いてきて
いてもたってもいられなくて！」

「芸術の秋だね！

ところでフリ太郎君、募集内容はきちんと確認した？
新しいフリーランスの法律では募集情報を
的確に定めないとイケなかったはず
一緒に法律を確認してみよう」



「は…！
それもそうだね、一緒に確認してみよう」

募集情報の的確表示義務（第12条）

発注事業者は、広告等によりフリーランスを募集する際は、その情報について虚偽の表示、または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の情報に保たなければなりません。

「この場合の発注事業者は
特定業務委託事業者のことだね」



「特定業務委託事業者…ってなんだっけ？」

「特定業務委託事業者は
この法律で次のように定義されているよ」



発注事業者

【特定業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用するもの
- ② 法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの

【業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者



「なるほど…フリーランスに
業務を委託する事業者のうち
①従業員を使用する個人 または
②従業員を使用している もしくは
2人以上の役員がいる法人 のことを
特定業務委託事業者というんだね」

「そういうことだね！」



「じゃあ、この広告等…っていうのはなんだろう」

「広告等というのは

- ①新聞・雑誌等に掲載する広告
- ②文書の掲出・頒布
- ③書面 ④ f a x
- ⑤電子メール・メッセージアプリ・SNS等
- ⑥放送・有線放送等
(テレビ、ラジオ、ホームページ等) のことを言うよ」



「また、この第12条の適用範囲は

広告等により、不特定多数のフリーランスへ募集情報を掲示した場合であって、フリーランスとの個別交渉のときに提示される募集情報は適用範囲外だから気をつけようね。第12条において発注事業者が守らなければならない義務・禁止項目は、おおまかに以下の3項目だよ」



発注事業者の義務

虚偽の表示の禁止

意図して募集情報を実際の就業に関する条件とは異なる表示とした場合や、実際には存在しない業務に関する募集情報を提供した場合などには、「虚偽の表示」に該当します。

法違反となる例

- 実際に業務委託を行う事業者と別の事業者名で募集情報を掲載する。
- 実際の報酬額よりも高額な報酬額の募集情報を表示する。

法違反とならない例

- 応募後、当事者間の合意に基づき、募集情報の条件から実際の契約条件を変更する。

誤解を生じさせる表示の禁止

一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。例えば、以下のような点に留意してください。

留意点

- 報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示しない。
- 職種または業種について、実際の業務内容と著しく乖離する名称を用いない。
- フリーランスの募集と、労働者の募集が混同されるような表示をしない。

正確かつ最新の表示の義務

以下の措置を講じるなど、募集情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

主な 措置の例

- 募集を終了・内容を変更したら、速やかに募集情報の提供を終了・内容を変更する。
- いつの時点の募集情報かを明らかにする。

「この義務・禁止項目の対象となるフリーランスの募集情報の事項は、次の①～⑤の項目についてになるよ」



的確表示義務の対象となる募集情報の事項

募集情報の事項	具体的な内容の例
① 業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・成果物または役務提供の内容・業務に必要な能力または資格・検収基準・不良品の取扱いに関する定め・成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲・違約金に関する定め など
② 業務に従事する場所・期間・時間に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・業務を遂行する場所、納期、期間、時間など
③ 報酬に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・報酬の額(算定方法を含む)・支払期日・支払方法・交通費や材料費等の諸経費(報酬から控除されるものも含む)・成果物の知的財産権の譲渡・許諾の対価など
④ 契約の解除・不更新に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・契約の解除事由・中途解除の際の費用・違約金に関する定め など
⑤ フリーランスの募集を行う者に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・フリーランスの募集を行う者の名称・業績など



「ありがとうキッジー。今回も勉強になったよ！」

「どういたしまして。もし第12条の
義務・禁止項目等で発注事業者とトラブルが
発生したら、千葉労働局公式HPに連絡先を
掲載しているフリーランストラブル 110番にいちど
相談してみてね」



「ありがとう！今回の募集案件は法違反には
ならなそう。法律でしっかり定められていると
安心して仕事ができるね」